

## ○大和市入札監視委員会規則

平成24年6月29日

規則第50号

### (趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)により設置された大和市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市が発注した契約に係る入札及び契約事務(以下「入札等事務」という。)の運用状況等について、市長の諮問に応じて審議を行い、その結果を報告し、又は必要に応じて市長に意見を述べること。
- (2) 入札等事務に関する苦情(原則として、入札等事務に対する苦情への回答に不服がある者が再度申し立てたものとする。)について、市長の諮問に応じて審議を行い、その結果を報告すること。
- (3) 前2号のほか入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に関し、市長の諮問に応じて審議を行い、その結果を報告し、又は必要に応じて市長に意見を述べること。

### (委員)

第3条 委員は、入札及び契約制度に関して優れた識見を有し、公正中立の立場で客観的に審議等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に直接関係のある事項について、会議に参加することができない。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。